

8月1日
使用開始

田川市国民健康保険の加入者に 新しい保険証(藤色)を届けます

国民健康保険証

現在使っている保険証(桃色)が使用できるのは、令和4年7月31日(日)までです。
現在使っている保険証(桃色)は8月になってから処分してください。
8月1日(月)から使える新しい保険証(藤色)は、7月29日(金)までに簡易書留で自宅に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証

●対象 国民健康保険に加入している人(申請が必要です)
※70歳以上の人の場合は、判定区分によって申請が必要ない場合があります。詳しくは問い合わせください。
◎新規の申請は随時受け付けています。
◎現在交付している「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」の有効期間は7月31日(日)までです。8月以降も交付が必要な場合は、8月1日(月)～31日(水)の期間内(土日祝日を除く)に申請してください。

国民健康保険制度

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人が、国民健康保険の加入者(被保険者)です。

田川市国民健康保険に加入するとき

【手続きに必要なもの】
職場の健康保険をやめたとき
健康保険の資格喪失証明書
生活保護廃止証明書
※田川市に転入してきたときや子どもが生まれたときは、手続きに必要なものはありません。
※別世帯の人が届け出る時は、委任状と委任された人の顔写真付きの身分証明(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です。
【注意!!】

退職したとき

75歳未満の人が退職した場合には、次の3つの選択肢があります。
①家族が勤めている事業所などの健康保険の

【手続きが必要なもの】

●国民健康保険証
●1年以内に91日以上入院した人は、入院日数を確認できるもの
※世帯主と国民健康保険に加入している世帯全員が住民税非課税の場合
●令和4年1月2日以降に転入した人は前の住所地における所得証明書、住民税課税・非課税証明書などが必要な場合があります。
高額の療養費
田川市国民健康保険に加入している人は、申請すると医療費が払い戻されます。1か月

病院などの保険医療機関で受診するとき

保険証を提示することで「診察」「治療」「薬や注射などの処置」「入院(入院時の食事代は別途負担)」という医療を受けることができます。
※年齢などに応じた負担割合の支払いが必要
【注意!!】
◎保険の給付の対象とならないものや給付が制限される場合があります。
◎人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形などは保険の対象外です。
◎大病院(特定機能病院※や一般病床200床以上の地域医療支援病院)に紹介状なしで受診した場合、定額(医科初診の場合は5千円以上、10月からは7千円以上)の特別な料金(保険対象外)を診察料とは別に必ず支払うこととなります。また、一般病床が200床以上の病院に紹介状なしで受診した場合に、特別な料金が求められるかどうかは医療機関によって異なるので、事前に確認してください。
※特定機能病院・厚生労働省の承認を得た、高度の医療を提供する能力を有するなど特別な機能を担うことができる病院


はり師・きゅう師による施術を受けるとき

医師による適当な治療手段がなく、はり・

間(初日から月末まで)に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた金額が後から払い戻されます。ただし、入院時の食事代や部屋代など保険の適用とされない支払いは対象となりません。
【手続きに必要なもの】
●国民健康保険証
●領収書
●世帯主名義の預金通帳

感染防止対策にご協力をお願いします

8月初旬は、限度額適用認定証の手続きで窓口の混雑が予想されます。人の密集による新型コロナウイルスの感染を防ぐため、急ぎでない場合は、8月中旬以降の申請をお願いします。また、窓口ではマスク着用や咳エチケット、手指の消毒など感染防止対策にご協力をお願いします。



密集回避 咳エチケット 手洗い

きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意書」がある場合は、施術所に保険証を提示することで、健康保険が適用される治療を受けることができます(事前の傷病に対する治療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません)。
※物療助成として受診券を交付している施術は、健康保険の対象とならないため、医師の同意書は不要です。物療助成は、疾病予防対策として、田川市国民健康保険の指定の施術所での施術に対し一定額の助成を行うものです。
※詳しくは問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響による 保険税(料)減免の申請を受付中 国民健康保険・後期高齢者医療

次の要件を満たす世帯の保険税(料)を減免します。減免には申請が必要です。

- 要件 新型コロナウイルス感染症の影響により①または②のいずれかに該当する世帯
- ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯(令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年収入の3/10以上減少見込であること。ただし前年中の所得が一定額を超える場合は減免不可)
- 減免対象保険税(料) 令和4年度分
- 減免額 ①に該当する世帯 全額免除
②に該当する世帯 一部を減額
- 申請期限 令和5年3月31日(金)
- 問い合わせ 【国民健康保険】税務課市民税保険係(☎85-7110) 【後期高齢者医療】市民課保険係(☎85-7139)